

## 発達障害対策戦略推進本部の設置について

### 1. 設置

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図る観点から、医療施策、保健施策、福祉施策、就労施策等の制度横断的な関連施策の調整及び推進を図るため、厚生労働省に発達障害対策戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### 2. 推進本部の構成員

推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	厚生労働事務次官
本部長代理	厚生労働審議官
副本部長	職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長
本部員	大臣官房長、 技術総括審議官、 政策評価審議官、 医政局長、 高齢・障害者雇用対策部長、 職業能力開発局長、 障害保健福祉部長、 政策統括官（社会保障担当）、 政策統括官（労働担当）、 医政局国立病院課長、 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、 雇用均等・児童家庭局保育課長、 雇用均等・児童家庭局母子保健課長、 障害保健福祉部企画課長、 障害保健福祉部障害福祉課長、 障害保健福祉部精神・障害保健課長、 国立精神・神経センター総長、 国立成育医療センター総長、 国立秩父学園園長、 国立身体障害者リハビリテーションセンター総長、 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 (必要に応じて本部長が指名する者が参加)

### 3. 幹事会

推進本部内に、発達障害支援施策と発達障害者雇用との連携に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

＜幹事会メンバー＞

障害保健福祉部長〔幹事長〕、政策評価審議官、高齢・障害者雇用対策部長、  
高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、雇用均等・児童家庭局母子保健  
課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉  
部精神・障害保健課長

(必要に応じて幹事長が指名する者が参加)

#### 4. 事務局

事務局長 障害保健福祉部精神・障害保健課長  
事務局次長 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、  
雇用均等・児童家庭局母子保健課長、  
障害保健福祉部企画課長、  
障害保健福祉部障害福祉課長

事務局員 その他事務局長の指名する者

事務局の庶務は、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、障害保健福祉部企画課及び障害保健福祉部障害福祉課の協力を得て、障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。

#### 5. 検討事項

- ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援
- ・発達障害者の診断・治療
- ・児童の発達障害の早期発見等
- ・早期の発達支援
- ・発達障害児の保育
- ・放課後児童健全育成事業の利用
- ・専門的発達支援
- ・発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- ・地域での生活支援
- ・発達障害者の権利擁護
- ・人材育成及び普及啓発
- ・調査研究の推進

## 発達障害に対する支援（国立秩父学園）

### 1 事業の目的

国立秩父学園は、国の唯一の知的障害児施設として、自閉症等の特有な発達障害を有する児童の療育に医療的対応から福祉的対応まで一貫して取り組んでおり、これら療育指導の取り組みの充実を図る。

### 2 平成18年度予算額

（組織）国立更生援護機関

（項）国立更生援護所運営費

平成18年度予算額 10,556千円

### 3 事業概要

（1）発達障害者支援センターへの支援

① 発達障害者支援センター職員実務研修会の実施（平成14年度～）

発達障害者支援センター職員を対象とする研修会の実施

（概要）

研修期間 5日間 年2回

対象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

研修内容 講義及び実践的演習

② 発達障害者支援センターへの情報提供（平成15年度～）

地方センターの機能充実を図るため、発達障害に関する最新情報を提供する。

（2）自閉症に関するセミナーの実施

① 自閉症子育て支援セミナー（平成14年度～）

全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的

（概要）

期 間 4日間 年2回  
対 象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名  
内 容 講演、体験発表、実践紹介、シンポジウム等

② 自閉症トレーニングセミナー（平成14年度～）

全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的  
（概 要）

期 間 5日間 年2回  
対 象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名  
内 容 自閉症児（者）への実践的演習等

（3） 自閉症児（者）への診療及び療育（平成12年度～）

自閉症等の特有な発達障害を有する児童等に対し、社会生活ができるように自立に向けた育成を図る目的で  
外来診療を行い、必要に応じた療育指導を実施する。

（4） 発達障害関係職員研修会の実施（平成17年度～）

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・  
政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

（概 要）

研修期間 5日間 年2回  
対 象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等）60名  
研修内容 講義

## 思春期精神保健対策事業

### 1 事業の目的

近年、児童の生活環境や対人関係等思春期の問題行動が多く発生しており、思春期児童への対応が急がれているところである。特に、幼年期の児童虐待、不登校、ひきこもり、家庭内暴力などの情緒不安定になりやすい社会環境のなかで、自己が埋没し、その存在意義を見いだすために、犯罪行動などに発展するケースが多く見られる。そのような状態から解放し、児童の健全育成を推進していくことが重要なことである。そのために、思春期児童の心のケアの専門家を養成研修し、精神保健福祉センター、病院、保健所、児童相談所、学校等で思春期児童の専門相談を取り入れていくことにより各機関での活動の充実を図るために必要な経費である。

### 2 平成18予算額

#### (項) 精神保健費

#### (目) 精神保健対策費補助金

#### (積算内訳) 地域精神保健福祉対策費

・ こころの健康づくり対策事業費                      平成18年度予算額              15,855千円

### 3 実施主体、補助率

実施主体：民間団体                      補助率：定額補助

### 4 事業概要

#### (1) 研修企画委員会及び研修終了者名簿作成配布事業

研修実施内容の企画委員会の開催経費、及び、いつでも相談事業を実施できる体制を構築するため、各都道府県の精神保健福祉センター、保健所等における専門研修終了者の名簿を作成・配布する

#### (2) 思春期精神保健対策研修事業

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象とした養成研修（4日間（年2回）・50名程度）の実施